

船舶 WG におけるとりまとめ案

1 事前調査について

1) 事前調査の対象について

・船舶についても、建築物同様に、石綿飛散防止（建材等の切断等・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、事前調査を要しないと考えられる作業について以下の（１）～（３）の考え方により整理することとする。

（１）対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、それらの切断等・除去・取り外し時に周囲の材料（石綿を含有する可能性のあるもの）を損傷させるおそれのない作業

例) 手作業や電動ドライバー等で容易に取り外すことが可能、ボルト・ナットで固定しているような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など

※ 加工等時に損傷のおそれがない作業であっても、石綿含有の可能性のあるものを、加工等の後に運搬等を行う場合は、運搬等の際の対策が必要であり、調査の対象とする。

（２）石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業

例) 画鋲を壁に刺す、釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）など

（３）現存する建材・材料等の除去は行わず、新たな建材・材料を追加するのみの作業

例) 既存塗装の上に新たに塗装を塗るなど

・事前調査を行う日よりも前に、過去に行った定期修理等の記録などですでに石綿則に基づく適切な事前調査（書面による調査及び現地調査）が行われている船舶については、当該調査の記録を確認することで事前調査に替えられるものと整理する。

2) 事前調査の資格要件

(1) 既存の制度の活用について

- ・船舶に含有される有害物（石綿を含む）の調査については、シップ・リサイクル条約において、総トン数 500t 以上の船舶について、船舶に含有される有害物質の量や所在を記述した「有害物質一覧表」（以下「インベントリ」という。）を作成・維持し、解撤時に船舶リサイクル施設に引き渡すこととされている。日本国内においては、500t 未満も含め、シップリサイクル法に基づき、国土交通省において、作成されたインベントリを確認し、適切なものについては適合証を交付する仕組みが設けられている。
- ・また、インベントリを作成する専門家についても、海事協会における研修を受けた者が行う OJT による研修を受け能力等を習得した者について、日本海事協会が認定を行うことにより、その能力等が担保されている。
- ・このため、国土交通省が交付した「有害物質一覧表確認証書」を有する船舶については、当該インベントリの内容が船舶の石綿の使用状況等を適正に反映しているといえることから、このインベントリの作成をもって事前調査が行われているものとし、船舶の解体・改修を行う事業者は、石綿則第 3 条に基づく事前調査については、当該インベントリを入手し、確認することで同条の義務を履行したものとみなす（一定の知識等を有する者による改めでの事前調査は不要とする）こととする。

(2) 新たな資格制度の検討について

- ・国土交通省が交付した「有害物質一覧表確認証書」を有していない船舶は、船舶に含有される有害物質を調査し、その内容を国が認証するような公的な仕組みの対象となっていないことから、その調査の適正性を確保するため、調査を行う者に対して一定の知識等を付与する仕組みが必要と考えられる。
- ・ただし、その知識等を付与するための仕組みや、付与すべき知識の内容等については、引き続き検討を進めることとする。
- ・また、今後の検討にあたっては、
 - a 建築物に関する事前調査に必要な知識等と共通する内容の有無

- b 過去に船舶における石綿対策について整理されたマニュアル等の活用の可否
 - c シップ・リサイクル法に基づく有害物一覧表の作成に携わる者に必要な知識等を付与する研修等の活用の可否
- 等に留意すること、及び、国土交通省との連携が必要である。

2 簡易届出制度の対象について

(届出対象とする作業の範囲)

- ・船舶については、過去に石綿が使用されていた可能性が高いと考えられる一方で、すでに定期修理等で石綿含有材料が、石綿非含有材料に交換されている可能性が高いことが指摘されているが、現在船舶において、どの程度の石綿含有材料が残存しているのかの資料、データ等について更なる収集が必要な状況にある。
- ・このため、届出の対象とするべき石綿含有材料が使用されている可能性が高いと考えられる箇所が特定可能かという点も含め、引き続き国土交通省と連携して石綿等の使用実態(どの程度の石綿含有材料が残存しているのかの資料、データ等)の把握した上で、届出対象についての検討を進めることとする。

(定期修理の取扱い)

- ・船舶については、建築物とは異なり、一定の期間ごとに定期修理等が行われているが、平成 18 年 9 月に石綿の製造使用等が禁止された以降に日本籍となった船舶については、石綿が使用されていないことが明らかである一方で、定期修理の度に建造年月日の届出を求めるのは、合理的ではないため、制度改正後の初回の定期修理等時に建造年月日の届出を求め、その後の定期修理等時は届出不要と整理することとする。

3 発注者による配慮

- ・解体・改修作業の発注者(船主)は、当該作業を行う事業者が事前調査を適切に行うことができるよう、当該作業に係る船舶の設計図書や過去に行った石綿の有無に係る調査結果等の記録等の提供についても配慮するものとする。